

済生会西条短期入所事業所
(介護予防) 済生会西条短期入所事業所

重要事項説明書

1. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の概要

(1) 事業の目的及び運営の方針

- ・ 当事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、(介護予防) 短期入所生活介護計画に基づき、居宅での生活の継続を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が継続したものとなるように配慮しながら、ユニットにおいて利用者相互の社会関係の構築及び、自律的な日常生活の営みを支援することを目的とする。
- ・ 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 提供できるサービスの種類

事業所名称	済生会西条短期入所事業所
所在地	愛媛県西条市新田 1 0 9 番地 1
介護保険法指定番号	愛媛県指定 第 3 8 7 0 6 0 1 4 8 5 号
その他	生活保護法適用事業所

(3) 事業所の設備の概要 (面積は壁芯面積)

定員	1 0 名
ユニット	1 ユニット (ユニット定員 10 名)
居室 (個室)	1 0 室 (1 室 1 4 . 3 7 m ²)
浴室	一般浴槽、介助浴槽、特殊浴槽
医務室	1 室 (1 室 1 6 . 8 7 m ²)
共同生活室	1 室 (1 室 1 7 6 . 2 4 m ²)
機能訓練室	1 室 (1 室 4 4 . 8 0 m ²)

(4) 当事業所の職員体制

職名	員数	職務内容
施設長 (管理者)	1 人 (特養と兼務)	施設の全ての業務を統括し、職員の指導監督を行う。
配置医	1 以上 (特養と兼務)	健康管理及び療養上の相談を行う。
看護職員	常勤換算 3.4 以上	配置医が行う健康管理の補助、また、入所者の看護、健康管理及び保健衛生業務を行う。
介護職員		入所者の日常生活の介護、援助を行う。
生活相談員	1 以上 (特養と兼務)	入所者の日常生活についての相談援助を行う。また、入退所に関する業務を行う。
機能訓練指導員	1 以上 (特養と兼務)	入所者の心身機能の低下を防止するために、入所者の状況に適合した機能訓練を行う。
(管理) 栄養士	1 以上 (特養と兼務)	献立作成を行う。
その他の従業者	1 以上 (特養と兼務)	施設の庶務及び会計業務、施設内設備管理等。

2. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
医師	1 週間に 2 回 11 : 00 ~ 12 : 00
生活相談員	標準的な時間帯における最低人数配置

介護職員	早出 7 : 30～16 : 00 日勤 8 : 30～17 : 00 遅出 10 : 30～19 : 00 夜勤 16 : 30～9 : 00
看護職員	早出 8 : 00～16 : 30 日勤 8 : 30～17 : 00 遅出 10 : 30～19 : 00
機能訓練指導員	8 : 30～17 : 00

3. サービスの内容

項 目	サービス内容
(介護予防) 短期入所生活介護計画	・利用者の心身の状況及びその意向を踏まえ、作成します。
食事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 ・食事時間 朝食 8 : 00～9 : 00 昼食 12 : 00～13 : 00 夕食 17 : 30～18 : 30 ・食事は、原則として共同生活室をご利用いただきます。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・週 2 回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきりなどで座位のとれない方は、特殊浴槽を用いての入浴も可能です。
生活介護	・寝たきり・褥瘡防止のため、利用者の心身の状況等に応じて、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・清潔な寝具を提供します。 ・シーツ交換は、週 1 回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。 ・寝具類は半年に 1 回交換いたします。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。
健康管理	・血圧、検温などの健康チェック、健康管理に努めます。 ・医療の必要性の判断は、配置医師または協力医療機関の医師が行います。 ・医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。この場合は、利用者またはご家族の責任のもとで判断していただきます。
機能訓練・生活リハビリ	・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・創作活動など生活リハビリを取り入れ、心理的機能低下を防止するよう努めます。
生活相談	・利用者及びご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
レクリエーション活動	・事業所での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。 小グループ活動(ベッドサイド活動)、季節行事(適時)
所持品保管	・ショート利用中の身の回り品については、居室に備え付けの収納家具をご利用いただけます。
行政手続き代行	・行政機関への手続きが必要な場合は、利用者やご家族の状況によっては代行させていただきます。
金銭などの管理	・原則現金等貴重品及び金銭のお持込みはお断りしております。 ・現金等貴重品持ち込みに関する同意書(別紙)に記載の上、精神的安定のために必要最低限の範囲内でお願います。また化粧品、小物類、ポケットに入れて持ち込まれたものについては荷物確認表でもチェックしきれないものもあり、その際は紛失、盗難など事故の責任は負いかねますのでご了承ください。

4. 利用料 <基本利用料>

- 1号被保険者（65歳以上）⇒介護保険負担割合証記載の負担割合に応じた利用料金
- その他（2号被保険者等）⇒介護保険負担割合証記載の負担割合に応じた利用料金

介護予防短期入所生活介護費Ⅰ

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	529 単位	656 単位

短期入所生活介護費Ⅰ

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位

<加算利用料（全要介護度共通）> ※1：要支援1・2の場合、加算なし

加算項目	単位数	1日あたり費用（単位数×10）
（基本加算）		
機能訓練体制加算	12 単位	120 円
夜勤職員配置加算Ⅱ ※1	18 単位	180 円
（追加加算）		
送迎加算（片道）	184 単位	1,840 円
療養食加算（1食・1日3回まで）	8 単位	80 円
若年性認知症利用者受入加算	12 単位	120 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	220 円

◎ 上記基本単価に加算分を合計し介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を乗じた単位数を加算します。

介護職員等処遇改善加算Ⅰロ・・・所定単位数 × 17.6%

<一日当たり食費、居住費（介護保険対象外サービスの利用料）>

食費	居住費	合計
2,000 円（朝食 600 円、昼食 750 円、夕食 650 円）	2,066 円	4,066 円

*介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、食費・居住費に限り所得に応じた負担限度額が適用されます。当事業所はユニット型個室の居住費を適用します。

*急なお申出や、体調不良等で退所される場合、食費相当の実費や居室代、日用品費等をいただく場合がございます。

<一日当たりその他の料金> *選択する内容によって料金の変更があります。

日常生活費	550 円	日常生活上、必要な日用品費等
教養娯楽費	110 円（税込）	日々のレクリエーションや教養娯楽時の材料費
家族室	3,300 円（税込）	家族室利用料（詳細は相談員にご相談ください）
貴重品管理費	110 円（税込）	預り金等の入所者の貴重品管理料

<一件当たりのその他の料金>

事務管理費	110 円（税込）	基本的には算定しない。身寄りのない方に限り、本人同意の上で市町の手続き用務、お使いを含む手数料
特別な食事	実費	行事食等（通常の食事や療養食とは別の食事の提供料）
理髪費	実費	施設内にて実施、カット・顔そり等
診断書 証明書など	実費	

5. 通常の送迎の実施地域

西条市

6. (介護予防) 短期入所生活介護利用の手続き

(1) サービスの利用申込み まずはお電話でお申込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

7. (介護予防) 短期入所生活介護が提供できない場合

(1) サービス利用計画の中止

1) 入院しての医療、治療が必要と判断された場合

2) 事業所として適切な(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供することが困難な場合

3) 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

ア. 実際に短期入所生活介護を利用中でなければ、お申し出によりいつでも解約できます。

この場合、その後の予約は無効となります。

イ. 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効になります。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

・被保険者資格を喪失した場合 ・利用者が亡くなった場合

8. 事業所利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
面会	施設開館時間 8:00~18:00 (それ以外についてはご相談ください) なお、インフルエンザ、新型コロナウイルス、その他感染症の流行状況に応じ、面会禁止の対応をとること、または面会にあたっての手指の消毒、マスクの着用等、感染拡大防止に向けて必要となる対応を求めることがございます。
外出	希望される場合は職員にご相談ください。 外出届用紙に必要事項を記入し、職員へ届け出てください。
飲酒	禁止(事業所から提供する場合は可)
喫煙	禁止
所持品 食べ物の持ち込み	衣類、洗面道具などを必要最低限でお願いします。 食べ物を持ち込まれる場合は、その都度、職員までお知らせください。(お申し出のない場合の管理、事故の責任は負いかねます) 他の利用者や職員への金品の授受は、ご遠慮ください。
事業所外での受診	事前に生活相談員または看護員にご相談ください。やむを得ず受診される場合も診察結果、処方薬等お知らせください。
宗教・政治活動	事業所内で、他の利用者に対する宗教活動及び、政治活動はご遠慮ください。

9. 要介護認定に係る援助

利用者申込者については、認定の有無を確認し、申請が行われていない場合は必要な援助を行います。

10. サービス提供の記録

(1) 職員は、短期入所サービス提供記録を作成します。

(2) 利用者ご自身に関する短期入所サービス実施記録を閲覧できます。

(3) 利用者ご自身に関する短期入所サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。その場合、複写に係る実費をいただきます。

1 1. 秘密保持の厳守、個人情報の利用目的

- (1) 事業所及び全ての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) 利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業等に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。
- (3) 個人情報の利用目的を次の通り定めます。

1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的に係るもの

①内部での利用

- ア 本事業所が利用者等に提供する介護サービスに必要とする場合
- イ 介護保険事務に必要な場合 ウ 本事業所の管理運営に必要な場合
- 短期入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、利用者の介護・医療サービスの向上

②他の事業者への情報提供を伴う利用目的

- ア 本事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち、次に掲げるもの
 - ・居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・利用者の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合・家族等への心身の状況説明
- イ 介護保険事務のうち、次に掲げるもの
 - 審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ウ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2) 上記①以外の利用目的に係るもので、次に掲げるもの

①本事業所内部での利用目的

- ア 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- イ 学生等への実習協力 ウ 介護事例研究・研修

②他の事業者への情報提供を伴う利用目的 ・外部審査機関への情報提供

1 2. 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 3. 虐待の防止

虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の設備、研修の実施、担当者を定めます。

1 4. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化などがあった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

1 5. 協力医療機関

済生会西条病院	愛媛県西条市朔日市 2 6 9 - 1	月曜～金曜、第 1・3 土曜(午前)
近藤歯科医院	愛媛県西条市大町 8 4 - 1 2	月曜～土曜

1 6. 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置及び緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。また、状況に応じて県、市町へ速やかに報告いたします。なお、事故発生または再発防止のための体制を整備するとともに事故防止委員長を安全対策担当者と定めます。

17. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任減じさせていただきます。

18. 非常災害対策

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1)防災時の対応 | 消防防災計画書 |
| (2)防災設備 | 最新の設備を備えております |
| (3)防災訓練 | 年2回の消防防災訓練を実施します |
| (4)防火管理者 | 済生会西条特別養護老人ホーム 事務次長 明比佳子 |

19. サービス内容に関する相談・苦情

利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、事業所の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応いたします。

(1) 当施設苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員

- ・苦情解決責任者 : 施設長 豊田 晃司 電 話 : 0897-55-5130
- ・苦情受付担当者 : 生活相談員 (受付時間 午前8時30分～午後5時)
- ・第三者委員の設置 : 有

当事業所以外に、市町や国保連合会の相談・苦情窓口などでも受け付けています。

- ・西条市 介護保険課 電 話 : 0897-56-5151 (受付時間 午前8時30分～午後5時15分)
- ・愛媛県国民健康保険団体連合会 電 話 : 089-968-8700 (受付時間 午前8時30分～午後5時15分)

(2) 当施設身体拘束・虐待防止責任者

- ・身体拘束・虐待防止責任者 : 施設長 豊田 晃司 電 話 : 0897-55-5130
- ・身体拘束・虐待防止担当者 : 身体拘束・虐待防止委員長 (受付時間 午前8時30分～午後5時)

※西条市以外の方は住民票のおかれている、それぞれの市町の担当窓口にご連絡してください。

20. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

- ・第三者評価の実施状況 : 無

21. 当事業所の概要

開設者	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部愛媛県済生会
名称	済生会西条短期入所事業所
代表者役職・氏名	施設長（管理者） 豊田 晃司
所在地	〒793-0028 愛媛県西条市新田109番地1 電話：0897-55-5130 FAX：0897-55-0340
当施設が行っている事業	① 介護老人福祉施設（ユニット型特別養護老人ホーム） ② 短期入所事業所（短期入所） ③ デイサービス事業所 ④ 訪問看護ステーション